

不利益処分基準（公表用）

様式第4号  
所管課 危機管理防災課

法令名	火薬類取締法	法令の番号	昭和25年法律第149号					
不利益処分の種類	火薬庫の構造等の技術基準適合命令	根拠条項	第14条第2項					
処分基準	<p>法第12条第2項の技術上の基準に適合していないとき。</p> <p>施行規則第22条（火薬庫構造等の技術上の基準）に適合していないとき。</p>							
	対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関	危機管理防災課	交付機関	危機管理防災課	目次NO	6～